

2-2

診断されたあとの 認知症の人の仕事

仕事の継続……できることはたくさんある！

認知症と診断されると、今できていたこともすぐにできなくなるようなイメージをもたれがちです。しかし、仕事の形もさまざま、人ができることもさまざま、人の思いもさまざま。大切なのはやれることで社会とつながる関係をつくることです。

1 仕事として求められること

例えば、多くの贈答品を通信販売している企業が社会貢献から、品物を入れる木箱の製作を依頼したいと思ったとします。

もちろん仕事ですから赤字を出すわけにはいかないので、「箱を組み立てる（作業能力）」「品質（クオリティ）」「30日後まで（納期）」「1,000箱（量）」などが企業（仕事を提供する側）から求められることでしょう。

2 仕事を請け負う側として

仕事を請け負う側としては、「仕事がしたい（就労または継続）」「小遣い程度もらいたい（就労的活動）」「ボランティアとして参加したい（社会参加）」などのさまざまな思いがあると思います。そして自分の置かれている状況（年齢、環境など）、自信、経験などさまざまなことが頭の中をめぐることと思います。特に、若年性認知症の人の場合は、現在就いている仕事の継続や経済的な不安などもでてくると思います。

さて、こうした不安や戸惑いにどう動けばよいのでしょうか。

3 今あるサポートは何がある？

若年性認知症の人の就労に伴うサポートは、市区町村の障害福祉相談窓口、最寄りの相談支援事業所やハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの各種支援機関で実施されています。また、平成27年から各都道府県に若年性認知症支援コーディネーター

木箱の製作



図1) さまざまな支援の仕組みを知って、社会とつながりましょう

が配置されました。認知機能の低下があっても、現在の仕事を継続していく工夫や障害福祉サービスの情報提供などで力になってくれます。

現在の仕事の継続が難しく、退職を余儀なくされた場合でも、退職後の受け皿の一つとして、就労継続支援事業所（A型・B型）があり、「はたらく」ことを続けることができます。

このようなはたらく場があることを知っておくと、いざという時に安心です。

公的機関（市区町村の障害福祉相談窓口、最寄りの相談支援事業所、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援センター、就労継続支援事業所など）に問い合わせることで、現状の整理とこれからのことを考えるきっかけになることでしょう。何よりも社会とのつながりをもつことがとても大切です。

厚生労働省は高齢者のフレイル（虚弱状態）や認知症の人でもできることで社会参加を推進する仕組みとして就労的活動を推奨しています。

その橋渡し役として令和2年度より就労的活動のコーディネーター配置を推進しています。まだまだ、配置している自治体は少ないものの、社会参加する機会や仕組みは確実に増えてきています。

前述の木箱製作も企業が最低限求めていること、認知症をもっていてもできること、双方の思いをていねいにつなぐ仕組みや人が重要です（図1）。まずは抱え込まず、誰かに話す、窓口相談することがはじめの一歩となります。

● 若年性認知症と診断された佐藤さん（仮名）が 相談できてよかったこと

今回の調査にご協力くださった佐藤さんから、相談してよかったことを教えていただきました。

職場から、「一旦休職して、その後そのまま退職するように」との指示がありました。この先どう生活していけばよいのか悩んだ時に、ケアマネジャーさんから傷病手当てがもらえることを教えてもらいました。それから、障害年金の申請手続きもできると教えてもらい、社会保険労務士さんを紹介してもらいました。とにかく再就職がしたいという私の希望に沿って、障害者枠であれば、再就職も可能だと教えてもらいました。

休職命令により、毎日休まず通っていた職場へ行けなくなり、最初は図書館に行ってみたり、買い物してみたりしていましたが、2週間も経つと行くところもすることもなくなり、休職前より症状がひどくなっているように感じました。

「毎日通える場所がほしい」と相談したところ「じゃあココに通いますか？」と、若年性認知症支援コーディネーターさんが相談を受けたり、認知症コールセンターの相談員さんが電話相談を受ける部屋に、毎日通わせてもらいました。認知症啓発グッズ作成のお手伝いもさせてもらいました。

毎朝決まった時間に起きて、身支度を整え家を出る…こんな簡単な習慣が、どれだけ大事なことなのか思い知りました。あの時思い切って相談できて本当によかったです。